

インボイス発行事業者登録状況等に関するご回答のお願い

平素より弊社サービス「レバテック」をご利用くださり誠にありがとうございます。
2023年10月1日開始の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関してご案内いたします。

記

1. 弊社の対応方針についてご案内
2. インボイス発行事業者登録状況等に関するご回答のお願い
3. インボイス制度に関する情報提供

1. 弊社の対応方針についてご案内

インボイス制度開始後もインボイス発行事業者の登録有無を問わず、お取引を継続させていただきます。
制度開始後の報酬額の算出方法や対象条件等を以下に記載いたします。
2026年10月1日以降の対応方針については現在検討中です。改めてご案内をいたします。

▽弊社の対応方針

(1) 免税事業者を継続される場合

2023年10月以降も同現場にて契約を継続され、弊社からお取引先企業への条件交渉を了承くださる場合、
現在と報酬額は変わらず、お取引をさせていただきます。

(2) 免税事業者から課税事業者(インボイス発行事業者)へ転換される場合

2023年10月以降も同現場にて契約を継続され、弊社からお取引先企業への条件交渉を了承くださる場合、
納税による収入減少見込額分を現在の報酬額に上乗せしてお支払いさせていただきます。

※免税事業者から課税事業者へ転換された旨の事実確認をするため、書類提出が必要となりますが、
書類提出期限は既に終了しておりますので予めご了承ください。

<お支払い開始時期>

契約開始日が2023年10月1日以降の契約から報酬額に上乗せしてお支払いさせていただきます。

契約期間が2023年10月1日をまたぐ場合、以下のように次回更新分から報酬額に上乗せしてお支払いさせていただきます。

例) 契約期間が2023年8～10月の場合

2023年10月納税分は稼働者様にてご負担 → 2023年11月以降の納税分は弊社にて負担

<納税による収入減少見込額の算出方法>

行政による支援措置の2割特例適用(後述の参考情報参照)を前提に、報酬額に上乗せしてお支払いさせていただきます。

	(1)人月精算でのご契約の場合	(2)短時間稼働でのご契約の場合	(3)時給精算でのご契約の場合
算出方法	現在の契約単価×10/110×20% (10円未満切り上げ)	(1)を週5換算して計算後に、作業日数で再び割り戻す(10円未満切り上げ) 超過・控除単価は1人月単価で算出	現在の契約時給×10/110×20% (10円未満切り上げ)
例	<p>ご契約単価70万円(税込)の場合</p> <p>700,000円×10/110×0.2 =12,727...→12,730円</p> <p>基本単価:712,730円 超過単価:3,950円 控除単価:5,090円 ※精算幅140-180(10円未満切捨)</p>	<p>ご契約単価70万円(税込)かつ作業日数が0.3人月の場合</p> <p>700,000円×0.3=210,000円 210,000円×10/110×0.2=3818.18...→3,820円 210,000円+3,820円=213,820円</p> <p>基本単価:213,820円 超過単価:3,950円 控除単価:5,090円 ※精算幅140-180(10円未満切捨)</p>	<p>時給4,000円の場合</p> <p>4,000円×10/110×0.2 =72.72...→80円</p> <p>基本時給:4,080円</p>

(3)その他

インボイス発行事業者登録のうえ課税事業者を継続される場合、または派遣契約の場合は現在と報酬額は変わらず、お取引をさせていただきます。

▽納税による収入減少見込額分の上乗せ対象条件一覧

免税事業者から課税事業者(インボイス発行事業者)へ転換される方が以下の対象条件に該当する場合、現在の報酬額に納税による収入減少見込額分を上乗せしてお支払いさせていただきます。

	以下の(1)~(4)の全てに該当する場合は納税による収入減少見込額分の上乗せ対象です	以下の(1)~(4)のいずれかに該当する場合は納税による収入減少見込額分の上乗せ対象外です
(1)インボイス制度開始前後の事業者区分	<ul style="list-style-type: none"> インボイス発行事業者登録日が2023年10月1日以前の場合 免税事業者から課税事業者へ転換される場合(書類提出必須) 	<ul style="list-style-type: none"> 課税事業者を継続される場合(2023年9月30日時点で課税事業者の方は対象外) 2023年10月2日以降で課税事業者区分を変更される場合(免税事業者→課税事業者/課税事業者→免税事業者)※3
(2)契約種別	業務委託契約	派遣契約
(3)お取引先企業への交渉可否※1	弊社からお取引先企業への交渉が可能な場合	弊社からお取引先企業への交渉が不可の場合
(4)案件先	2023年3月31日以前から稼働されている案件先の場合	2023年4月1日以降に新規参画される案件先の場合※2

※1:お取引先企業への交渉にあたって、インボイス制度開始前の課税事業者区分を先方に開示させていただく場合がございます。

※2:本案内をもって2023年4月1日以降に新規参画される案件先を決定される場合には、インボイス制度による収入減少を理由とした報酬額の追加支払いはいたしません。新たに参画先をお探しになる際にインボイス影響分も加味してご希望単価の設定をお願いいたします。既にご契約済みの方は10月以降契約の更新時にご相談ください。

※3:2023年10月2日以降で課税事業者区分またはインボイス発行事業者登録有無を変更される場合は、納税による収入減少見込額分の上乗せ対象外となります。

▽参考情報

2割特例の対象要件・期間については[財務省のリーフレット](#)をご確認ください。

2割特例を適用した場合の負担軽減の内容（フリーランス(サービス業)の場合)

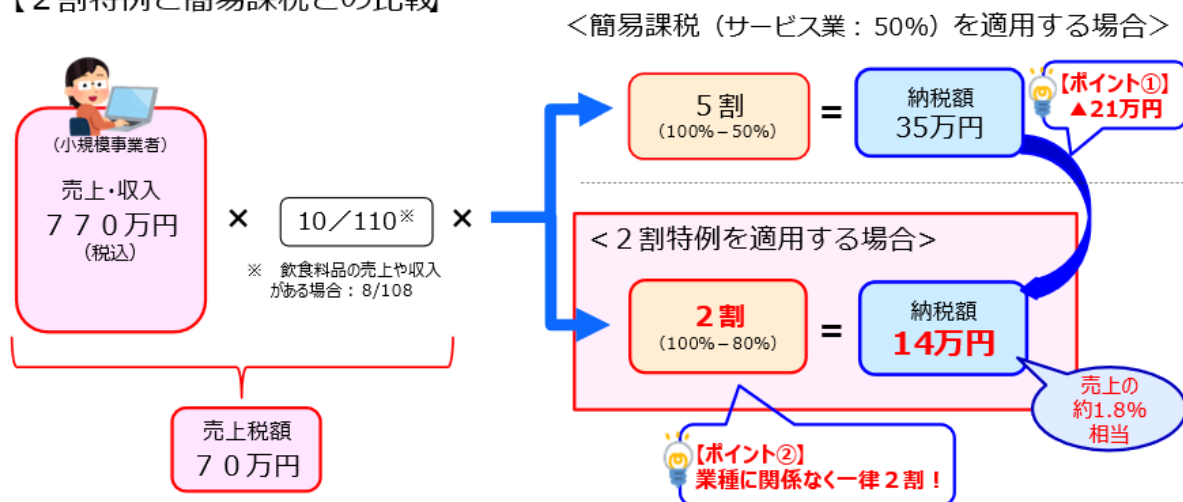
○ 簡易課税による簡便さに加え、

【ポイント①】 税負担が軽減される

【ポイント②】 業種を把握[※]することや、支払を管理する必要がなくなる

※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

【2割特例と簡易課税との比較】



※財務省提供資料より抜粋

2.インボイス発行事業者登録状況等に関するご回答のお願い

現在の申請状況について、レバテックプラットフォームのマイページ上よりご登録をお願いいたします。

▽マイページURL

<https://platform.levtech.jp/p/ps/edit/invoice/>

※サイドバーの「インボイス情報」を選択すると、登録画面が表示されます。

※ご対応が難しい場合又はご回答内容を変更される場合は弊社担当営業へご相談ください。

▽インボイス発行事業者番号が未登録の場合

過去に国税庁への申請状況を「申請予定あり・申請中」とご回答された後、現時点で登録番号がマイページ上で未登録の方は、発番がされ次第速やかにご登録いただくようお願いいたします。

※国税庁側の手続き状況によりインボイスの発行時期までに登録番号の発番が間に合わない場合、今までと同様に請求書を送付いただき、登録番号が発番され次第改めてインボイスを送付いただく予定です。

3. インボイス制度に関する情報提供

インボイス制度に関する基礎知識から最新動向まで国税庁にて情報提供がされております。適格請求書発行事業者登録の要否をご検討されるにあたって、よろしければご参照ください。

▽インボイス制度について(2023年3月27日時点での情報掲載)

■インボイス制度、支援措置があるって本当！？(財務省)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

2割特例や適格請求書発行事業者登録の申請期限延長など、最新の支援措置も記載されています。

■インボイス制度公表サイト(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

インボイス制度に関する最新情報がまとめられているサイトです。

■消費税インボイス制度特集(国税庁動画チャンネル)

https://youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

インボイス制度について学べるYoutube動画がまとめられています。

■インボイス制度説明会(国税庁実施 オンライン説明会)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

消費税の仕組みから学べる導入編もございます。

■インボイス制度説明会(国税局・税務署にて開催している説明会等)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeimei.htm

全国各地で実施中です。オンライン説明会でも同様の内容を説明しています。

▽各種お手続きについて

■適格請求書発行事業者の申請手続(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出期限が延長されました。

2割特例の申請手続については国税庁インボイスコールセンターへお問い合わせください。

■番号制度に係る税務署への申請書等の提出に当たってのお願い(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/zeimusho_shinseisho.htm

マイナンバー(個人番号)もしくは法人番号の記載が必要となりますので予めご用意ください。

■簡易課税制度の申請手続(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461_13.htm

2023年分について簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税選択届出書」を2023年12月31日までに提出する必要があります。

▽インボイス制度に関するお問い合わせ先

■インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm>

インボイス制度自体に関するご質問やご要望は国税庁コールセンターにお問い合わせください。

電話番号:0120-205-553(フリーダイヤル)

受付時間:9:00から17:00(土日祝除く)

■よくあるお問い合わせ(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm

弊社方針に関するお問い合わせにつきましては、弊社担当営業へお問い合わせくださいませ。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上